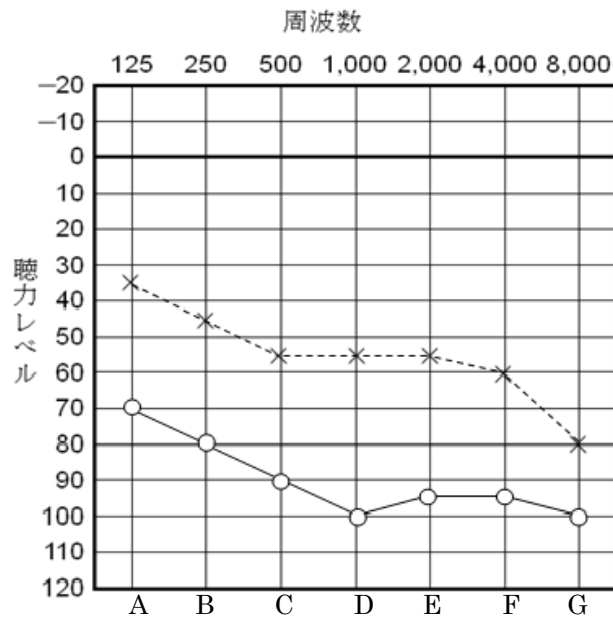


# 2014年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2015年2月22日(日)

- \* これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。
- \* 用紙が配布されても合図があるまで開かないでください。
- \* 「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。
- \* 試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 下の図について、以下の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。



- (1) 標準聴力検査の結果を示す上の図は、次のどれか。
- |           |           |
|-----------|-----------|
| ア オージオメータ | イ オージオグラム |
| ウ 聴力グラフ   | エ スピーチバナナ |
- (2) 図の縦軸・横軸の単位、および図中の記号について正しい組み合わせはどれか
- |                               |
|-------------------------------|
| ア 縦軸：dB 横軸：Hz ○：左耳の閾値 ×：右耳の閾値 |
| イ 縦軸：Hz 横軸：dB ○：右耳の閾値 ×：左耳の閾値 |
| ウ 縦軸：dB 横軸：Hz ○：右耳の閾値 ×：左耳の閾値 |
| エ 縦軸：Hz 横軸：dB ○：左耳の閾値 ×：右耳の閾値 |
- (3) 身体障害者手帳の診断のために用いられる平均聴力レベルの計算方法は次のどれか。  
(アルファベットは図の中の対応する周波数における聴力レベルを示す。)
- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ア $(A+B \times 2 + C) \div 4$ | イ $(B+C \times 2 + D) \div 4$ |
| ウ $(C+D \times 2 + E) \div 4$ | エ $(B+C+D+E) \div 4$          |
- (4) この人の場合、身体障害者手帳の等級基準では次のどれにあてはまるか。
- |           |           |
|-----------|-----------|
| ア 6級に該当する | イ 4級に該当する |
| ウ 3級に該当する | エ 該当しない   |
- (5) 感音難聴の聞こえ方の特徴としてあてはまらないものはどれか。
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| ア 閾値の下降 | イ 聴取弁別力の低下      |
| ウ 補充現象  | エ ダイナミックレンジの狭小化 |

I-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を下の語群から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 耳介から入った空気の振動は外耳道での ( ① ) により、2000～5000Hz の音が ( ② ) されて鼓膜に届く。
- (2) 耳小骨を通じて ( ③ ) に伝わった振動が ( ④ ) に波を生じさせ、それを ( ⑤ ) が感知して電気信号に変換する。
- (3) ( ⑥ ) は、蝸牛に埋め込まれた ( ⑦ ) を使って聴神経を電氣的に ( ⑧ ) し、音の情報を中枢に届ける装置である。
- (4) 補聴器の効果が得られやすい距離は、( ⑨ ) メートルの範囲です。
- (5) 磁気誘導ループシステムは、( ⑩ ) でとらえた話し手の音声を電氣的にループに流して電磁波を生じさせ、補聴器の ( ⑪ ) を介して増幅されるので離れたところにいる話し手の音声が聞き取りやすくなる。
- (6) 相手の話し方によっても難聴者の聞き取りは変化する。話し手の側が、口をはっきり開けて話す、( ⑫ ) で区切りながら、少しゆっくり話すなどの上手な話し方を心がける。また、太陽や照明などが自分の ( ⑬ ) にならないように気をつける。
- (7) 「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」では、身体障害者手帳の交付対象となる聴覚・言語障害者の推計は約 ( ⑭ ) 万人と推計される。高齢化社会の進展により、日本の難聴者は人口の ( ⑮ ) %程度とみられている。

ア 1～2	イ 3～5	ウ 5～10	エ 10～15	オ 16
カ 34	キ 50	ク 70	ケ 共鳴	コ 音節
サ マイクロホン	シ Tコイル	ス 減衰	セ 増幅	ソ 正面
タ 背後	チ 電極	ツ 蝸牛	テ 有毛細胞	ト 聴神経
ナ 刺激	ニ 文節	ヌ 利得	ネ 内耳液 (リンパ液)	ノ 人工内耳

I-3 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 音が脳に届くまでの仕組みは、音の振動を伝える ( ① ) 系と、その振動が電気信号に変換されて伝わる ( ② ) 系に大別される。
- (2) 聴覚障害者のコミュニケーション方法は「保有する ( ③ ) の活用」と「( ④ ) 情報の活用」に大きく分けることができる。
- (3) 聴覚障害者は、状況にあわせてコミュニケーション手段を使い分けたり、組み合わせたりしている。コミュニケーションをとる双方にとって、もっとも負担の少ないコミュニケーション方法を、複数の中から選択して使用することを ( ⑤ ) という。

## II-1 次の文章が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法第13条で保障されている生命・自由・幸福追求権は包括的基本権といえる。
- (2) リハビリテーションは、本来は機能回復訓練を意味していたが、最近では障害者の人権、自己決定の考え方の広がりから「全人間的復権」を意味するようになってきた。
- (3) 2010年に設置された障がい者制度改革推進会議は、当事者主体で進められ、知的障害者も含めて情報保障が行われた。
- (4) 2011年の改正障害者基本法で定められた障害者政策委員会は、障害者基本計画へ意見具申、計画の実施状況の監視・勧告、勧告への対応の報告を求めるなどの権限を有する。
- (5) 2013年より施行された障害者総合支援法では、施行後3年を目途とする検討事項に意思疎通支援のあり方が挙げられている。
- (6) 障害者総合支援法において、補装具と自立支援医療は自立支援給付に含まれる。
- (7) 自立生活運動は、1970年代の北欧で重度身体障害者の入所施設批判から生まれた。
- (8) エンパワメントは本来の力を出し切れずにいる人に対し、ソーシャルワーカーが対等な立場で働きかけ、環境を整えて利用者の自己実現を目指す考え方である。
- (9) 当事者や地域住民、行政や関係機関等とともに不足する社会資源の開発を行うことも社会福祉従事者の役割の1つである。
- (10) 2016年に施行される障害者差別解消法は、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁止している。

## II-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法第十三条には「すべて国民は、( ① )として尊重される。」と定められている。
- (2) ( ② )法第二条に規定される第二種社会福祉事業には、視聴覚障害者情報提供施設や手話( ③ )事業などがある。
- (3) 2000年に施行された高齢者の( ④ )制度に続き、障害者福祉サービスも2003年から支援費制度に変わり、措置制度から利用( ⑤ )制度へと移行した。( ⑥ )中心だったサービスを居宅サービスへと転換し、障害者それぞれの自己決定にもとづく地域生活の実現を目指すものだった。

- (4) 2006年度から施行された障害者（⑦）法は、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきたサービスをこの法律のもとに一元化し、身近なところで必要なサービスが受けられるように、サービス提供主体が（⑧）に一元化された。
- (5) 2006年国連総会において「障害者（⑨）条約」が採択され、日本は2007年に署名した。条約に矛盾しないよう国内法の整備を行ったうえで、2014年1月に（⑩）した。
- (6) 2011年の障害者基本法の改正では、障害者差別を生み出すあらゆる社会・環境要因を指す「社会的（⑪）」ということばが入った点では、障害の「（⑫）モデル」とよばれるICFの観点が反映されたといえる。
- (7) 障害者総合支援法が一部を除き2013年度より施行され、制度の谷間を埋めるために障害者の範囲に（⑬）等が加えられた。
- (8) 障害者総合支援法では、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記に限られず、（⑭）者への触手話や指点字など、幅広く解釈できるように「（⑮）支援」が規定されている。

### II-3 次の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法において認められている人権の中で、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権はどれに分類されるか。
- |       |       |
|-------|-------|
| ア 自由権 | イ 参政権 |
| ウ 社会権 | エ 受益権 |
- (2) 戦後の日本で障害者法制が整えられる中で、次のうちで最も早く制定されたものはどれか。
- |              |            |
|--------------|------------|
| ア 身体障害者福祉法   | イ 精神薄弱者福祉法 |
| ウ 心身障害者対策基本法 | エ 社会福祉事業法  |
- (3) 障害者総合支援法の日常生活用具給付事業において、国が示す種目の参考例に含まれないものはどれか。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| ア 聴覚障害者用屋内信号装置 | イ ファックス   |
| ウ 補聴器          | エ アイ・ドラゴン |
- (4) 障害者権利条約の原則の一つであり、「すべての人を社会の中に包み込む」という意味のことばはどれか。
- |              |            |
|--------------|------------|
| ア インテグレーション  | イ バリアフリー   |
| ウ ノーマライゼーション | エ インクルージョン |
- (5) 障害者虐待防止法において、虐待の通報義務が定められていないのはどれか。
- |          |               |
|----------|---------------|
| ア 家庭での虐待 | イ 障害者福祉施設での虐待 |
| ウ 職場での虐待 | エ 学校での虐待      |

Ⅲ-1 次の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 難聴者運動と要約筆記の歴史について述べたものの中で、適切でないものはどれか。
- ア 中途失聴者や難聴者の親睦団体として新光会やみみより会が設立されたのは、1950年代である。
  - イ 1975年に発行された岩波新書「音から隔てられて」は長く絶版であったが、2013年に復刊された。
  - ウ 1978年に結成された全国難聴者連絡協議会は、1991年に全日本難聴者中途失聴者協会（現全難聴）に発展的改組された。
  - エ 筆談や板書によるコミュニケーションを行っていた難聴者の集まりが、OHPの普及により、これを用いた要約筆記によって集団化を加速したといえる。
- (2) 要約筆記事業の位置づけの変遷として適切でないものはどれか。
- ア 1981年 要約筆記奉仕員養成事業が制度化。
  - イ 1999年 要約筆記奉仕員養成カリキュラムが都道府県に通知された。
  - ウ 2000年 要約筆記事業が第二種社会福祉事業に追加。
  - エ 2006年 要約筆記者派遣が市町村のコミュニケーション支援事業で必須事業に。
- (3) 要約筆記の三原則にある「速く」について、適切ではないものはどれか。
- ア 要約筆記の作業において、表出（筆記技術・入力技術）の速さは重要ではない。
  - イ 「速く」が求められる1つの目的は、利用者の参加の保障である。
  - ウ 「速く」が求められるもう1つの目的は、要約筆記者の記憶の保持である。
  - エ 三原則における「速く」の意味するものは話に追いつく同時性である。
- (4) 「要約」の基礎知識として適切でないものはどれか。
- ア 一般に「要約」といわれるものは文章を最後まで読んで行うものである。
  - イ 「要約」は大きく分けると骨格法と凝縮法があり、前者は主要な段落を選んでまとめるものである。
  - ウ 社会生活でも要約の作業は随時行われており、意図を明確にし、伝達の効率化を図り、情報を共有するために必要な作業である。
  - エ 「要約」は単語の羅列や抜粋ではなく、要約文として成立していることが重要である。
- (5) 要約筆記者に求められる専門性として適切でないものはどれか。
- ア 要約筆記技術をもって実践する
  - イ 社会福祉の理念を理解する
  - ウ 聴覚障害者の権利擁護の観点を持つ
  - エ 援助者なので利用者の要望には必ず沿う

Ⅲ-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句または数字を記入しなさい。

- (1) 要約筆記者養成カリキュラムは、( ① )年に通知され、必修科目74時間、選択必修科目( ② )時間以上が定められ、通知文では学ぶ順も示されました。
- その後、障害者総合支援法第78条などに、( ③ )事業として明記され、専門分野などへの支援について、( ④ )、政令指定都市、( ⑤ )市の必須事業となりました。

- (2) 音声によるコミュニケーションが成立するためには、両者が ( ⑥ ) 言語世界を持つことが条件となります。発信者から受信者にコミュニケーションがそのままでは通じないとき、間に入るのが ( ⑦ ) 者です。受信者が ( ⑧ ) 者であるとき、音声による発話を ( ⑨ ) や ( ⑩ ) により伝えます。後者が、要約筆記です。
- (3) 要約筆記の技術として、初めに学ぶのが「表記」です。この考え方には、「日本語 ( ⑪ ) 」から考える、「( ⑫ ) の通訳者による通訳」から考える、「利用者の ( ⑬ ) 」から考えるという3つの視点があります。2つめは、( ⑭ ) の一定の技術レベルとともに表出方法に一貫性、( ⑮ ) が必要だということです。

### Ⅲ-3 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 手話を母語とせず独自の困難を抱える人の存在に最初に気づいたのは、字幕にかかわる人たちであった。
- (2) 全難聴による「耳マーク」の普及活動は、「聞こえない」「聞こえにくい」ことや筆談への配慮などを周囲に知ってもらうために行われた。
- (3) 社会福祉法の改正により、社会福祉事業としての要約筆記へ変化が求められた。
- (4) 障害者自立支援法で要約筆記奉仕員派遣事業が市町村の必須事業となったので、要約筆記奉仕員の養成も都道府県の必須事業となった。
- (5) ノートテイクの場合、休憩中に利用者に質問してきた人がいたら、要約筆記者は休憩中であることを告げて、あとで伝えるからと質問を聞いておく。
- (6) 視覚情報の多い場面では利用者の疲労度も考え、視線移動に配慮した座席の位置や用紙(パソコン)の位置も考える必要がある。
- (7) 要約筆記者には、その場の情報を流出させない守秘義務があり、このことから通訳内容を口外することや用紙やログを人に見せたり持ち帰ることはしない。
- (8) 要約筆記のつく場面では、その場の関係者には要約筆記をよく知らない人も多いので、設置位置などに問題があっても仕方がないことである。
- (9) 要約筆記派遣事業において、個々の要約筆記者の力量や知識はまちまちであることを利用者に伝えておくことが事業の信頼性を高める。
- (10) 副詞は、書きことばに比べ話しことばに多用され、話し手が意志や感情を込めていると聞きとめられるため、要約筆記者がつい文字化しがちである。

Ⅲ-4 現場での対応について、以下の問いに答えなさい。

(1) 病院受診の A さんのノートテイクに行った。利用は初めて。待合室は混んでいて呼び出しが、廊下では聞き取りにくい。A さんは自分の病状を事細かに説明し、家族のことやご近所のことまで話し始めた。呼び出しが聞きにくいので、とおしゃべりを中断して言うと、「それなら、看護師さんにここに呼びに来て、と言ってきて」といわれた。初めてなので仕方ないと考えて、看護師さんに言いに行った。

この対応について適切か不適切かを答え、その理由を100字以内で書きなさい。

(2) 全体投影の要約筆記現場に知っている聴覚障害者が参加していて、休憩中に要約筆記者席にきた。鍵を落としたらしいので、それをスクリーンに映して会場の人に知らせてほしいと言う。主催者に言うように話したら、主催者は誰かわからないし、始まる前にちょっと映してくれればいい、鍵がないと家に入れないので困ると言う。再開まで5分ほどある。

対応 (A) チームで相談し主催者に了解を得て、再開の1分前にちょっとだけ映すことにした

対応 (B) 主催者に落とし物のことを伝え、音声で言ってくれるよう頼んだ

対応 (C) 主催者のところへ同行したら、主催者がすぐ書いて映してと言ったのでその指示に従った

上記のどの対応にも要約筆記者として問題がある。その理由ととるべき対応を (A) の解答例を参考に (B)、(C) それぞれ36字以内で書きなさい。

(A) の解答例

A	要	約	筆	記	は	音	声	情	報	を	保	障
	す	る	も	の	な	の	で	映	す	の	は	間
	違	い	。	説	明	し	て	断	る	。		



#### IV-1 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 言語の本質は、同一の言語集団内では、決まった音<sup>おん</sup>が決まった意味を表しているということである。
- (2) 世界には多数の言語が存在するが、文の語順の観点から分類すると、述語の前に主語が来る言語の方が多い。
- (3) 母音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音<sup>おん</sup>である。
- (4) 日本語で「山（やま）」という単語は、二つの音節からできている。
- (5) 日本語は高低アクセントの言語であるが、その高低は意味の区別において絶対的なものである。
- (6) 日本語の漢字の読み方<sup>おん</sup>には音と訓があるが、音は漢字の意味とほぼ同じ意味を持つ日本語として読む習慣が固定化したものである。
- (7) 「大雨で 川の 水が どんどん 増える。」という文で、「どんどん」は「水が」を修飾している。
- (8) 「常用漢字表」（2010年内閣告示）の表中には、「挨拶」の漢字は含まれていない。
- (9) 「切る、裂く、ちぎる、やぶる」のように、意味が似ている単語の仲間のことを多義語という。
- (10) 単語の集まりを「語彙」という。

#### IV-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 日本語では、[origami]と発音しても[oripami]と発音しても「折紙」の意味となる。これは、[ga]と[ŋa]は異なる（ ）であるが、日本語においては音韻的に同じであると認識できるからである。
- (2) 「ヤ ユ ヨ」の文字で表される音<sup>おん</sup>/ja ju jo/の/j/は、母音/i/を子音のように用いており（ ）と呼ばれている。
- (3) アクセントは単語を単位としているが、イントネーションは（ ）を単位としている。
- (4) 「ローマ字のつづり方」（1954年内閣告示）では、第1表に（ ）式の表記法が示されており、第2表にへボン式の表記法が示されている。

(5) 「回答」「解答」「解凍」「快投」のように、発音が同じで意味が異なる単語の仲間のことを( ) という。

#### IV-3 次の文章を読んで、あてはまるものを①～④から選び、記入しなさい。

(1) 言語を類型的に分類した場合、日本語は、(①孤立語 ②屈折語 ③膠着語<sup>こうちゃく</sup> ④抱合語) に属する。

(2) 「太郎が 花子を 愛する。」の「花子を」は(①主語 ②目的語 ③修飾語 ④述語) である。

(3) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「近々、お小遣いが入る。」は(①ちかぢか おこづかいが はいる。 ②ちかじか おこづかいが はいる。 ③ちかぢか おこずかいが はいる。 ④ちかじか おこずかいが はいる。)と表記するのが普通である。

(4) 「公用文における漢字使用等について」(2010年内閣訓令)によれば、( )の表記が望ましい。

- ① 従って、我々としては、政府の対策はよほどのことがない限り、直ちに悪い結果を招くことはないだろうと考えております。
- ② したがって、われわれとしては、政府の対策はよほどのことがない限り、直ちに悪い結果を招くことはないだろうと考えております。
- ③ したがって、我々としては、政府の対策は余程のことがない限り、直ちに悪い結果を招くことはないだろうと考えております。
- ④ したがって、我々としては、政府の対策はよほどのことがない限り、直ちに悪い結果を招くことはないだろうと考えております。

(5) 「父」を、「おとうさま」と表現したり、「おやじ」と表現することで、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を、単語の(①概念 ②位相 ③活動 ④主体)という。